



○長野県告示第298号

平成14年 6月20日、長野県議会定例会を長野市に招集する。

平成14年 5月30日

長野県知事 田 中 康 夫

財 政 課

○長野県告示第299号

市町村勤労者互助会設立等促進事業補助金交付要綱（昭和59年長野県告示第452号）は、廃止する。

平成14年 5月30日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○長野県告示第300号

特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）の一部を次のように改正し、平成14年 6月 1日以降の医療給付から適用する。

平成14年 5月30日

長野県知事 田 中 康 夫

第4第2項中「クロイツフェルト・ヤコブ病」を「プリオン病」に改める。

第14第1項中「クロイツフェルト・ヤコブ病」を「プリオン病」に改める。

別表中

「	ハンチントン <sup>そく</sup> 舞蹈病	を	「	ハンチントン病	に、
	ウィリス動脈輪閉塞症			モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)	
」			」		

「 | クロイツフェルト・ヤコブ病 | 」を「 | プリオン病 | 」に、

「	44	ファブリー (Fabry) 病	を
	45	副腎白質ジストロフィー	
	46	ライソゾーム病	
」			

「	44	ライソゾーム病 (ファブリー [ Fabry ] 病含む)	に改める。
	45	副腎白質ジストロフィー	
」			

保健予防課

○長野県告示第301号

長野県空き缶等散乱防止対策推進要綱 (昭和58年長野県告示第168号) は、廃止する。

平成14年5月30日

長野県知事 田中康夫

環境自然保護課

## ○長野県告示第302号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 5月30日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

南安曇郡堀金村大字烏川16の16・16の18・16の25・16の27（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び南安曇郡堀金村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森 林 保 全 課

## ○長野県北安曇地方事務所告示第3号

北アルプス広域連合長から申請のあった北アルプス広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成14年4月19日付けで許可した。

平成14年 5月30日

長野県北安曇地方事務所長 高 嶋 俊 郎

市 町 村 課

○選告示第13号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成14年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第3項の規定により、告示する。

平成14年5月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
明るい村づくりをすすめる会 飯田市を明るくする会 建昇会市川昇後援会 佐久市民連合 山桜会 塩原英久後援会 政治結社大日本正心塾 長野県商工政治連盟大岡支部 21世紀の村づくり懇話会 ニューフロンティア市民党 一人ひとりを大切にすする市民の会（市民の会） 藤澤清勝後援会 二木くにあき後援会 北友会（小山治後援会） 松井教一後援会教和会	元明雄男作長広幸光彰勝男彰一一 紀喜秀敦幸 正清義 利國恵教 池藤田田田藤田井地屋田山木中井 小伊武白和斉太熊忠土栗中二田松	池海石台田藤見沢本好田澤木野 菊鳴倉尾伝伊岩中橋三栗藤二矢原	諏訪郡原村706 飯田市錦町2-24 長野市権堂町2348 佐久市大字岩村田543 長野市三輪6-23-1 松本市寿台6-4-12 飯田市上郷別府3349-19 更級郡大岡村甲4425-2 南安曇郡奈川村5123-3 飯田市伊豆木4130-1 諏訪市末広12-9 南安曇郡豊科町大字豊科5847 南安曇郡穂高町大字穂高4557 北佐久郡北御牧村大字御牧原5087 上伊那郡高遠町山室2010

宗川英明後援会  
 山岸良司後援会  
 山崎もとふみ後援会

宗 峯 高

川 村 山

喜 寿 嘉

久 美 一 文

宗 柳 小

川 沢 林

喜 久 久 仁 寿

美 実 寿

諏訪郡原村17217-1344  
 上水内郡豊野町石315  
 東筑摩郡明科町大字七貴10753-1

選挙管理委員会